

住宅の維持・機能向上のための 住宅リフォームを支援します

消費の促進及び市内の商工業の振興を目的に、市民が市内の施工業者を利用して、個人住宅部分の修繕、改築、増築、模様替え等、住宅の維持及び機能向上のためのリフォームを行う場合、その経費の一部を助成します。

*省エネ住宅ポイントとの併用はできません。

*省エネ住宅ポイントについては、省エネ住宅ポイント事務局コールセンター【☎ 0570-053-666】又は省エネ住宅ポイント事務局ホームページ (<http://shoenejutaku-points.jp/>) にお問い合わせください。

助成条件（すべてに該当する人）

◆申請できる人

- ・助成を受けようとする住宅の所有者
- ・助成を受けようとする住宅に継続して3年以上居住し、かつ3年以上住民登録していること
- ・市税等を滞納していないこと
- ・市で実施している他の同様の助成を受けていないこと

◆対象となる建物

市内に所有する個人住宅（店舗等との併用住宅は個人住宅部分のみ対象）

◆対象工事

- ・市内の施工業者を利用する、住宅の修繕・改築・増築・模様替え等、住宅の維持及び機能向上のために行う工事
- ・工事金額が20万円以上（消費税を除く）のもの

※助成金の交付決定後に着手し、平成28年2月29日までに工事が完了するもの

助成金額

工事金額（税抜き）	助成金
20万円以上100万円未満の工事	工事対象費の10%（千円未満切捨て）
100万円以上の工事	10万円

※本事業の助成は同一の住宅につき1回限りです



申込期間

平成27年4月1日（水）～12月25日（金）（土日、祝日を除く）

※予算の範囲内での助成となりますので、申込状況によっては、年度途中で終了する場合がありますので、ご了承ください。

レストラン **一乃房**
おかげさまでリニューアルから1周年!!

大感謝祭

期間：3/15（日）～4/15（水）

一乃房でのお食事レシート
合計金額 3,000円で抽選1回♪

特賞 ★旅行ギフト券30,000円
その他一例…空気清浄器・ふとん掃除機
豚肉キングボーク・季節の鉢花
旬の有機野菜セット・苺 etc.

歓送迎会プラン

期間：3/1（日）～4/30（木）

6,000円（税込）

御膳料理 or 盛込料理 + 飲み放題 ^{2H}

ご予約特典●マイクロバス送迎無料
●カラオケサービス
※台数に限りがございます




HOTEL NEW TSUTAYA
〒308-0041 茨城県筑西市乙907-1
TEL:0296-24-8181 FAX:0296-24-7967

助成対象工事一覧 (例)

対象となる工事

No.	工事内容
1	既存住宅の増築・改築工事 (建築確認が必要なものは写しを提示)
2	浴室・キッチン・洗面室・トイレのリフォーム
3	給排水衛生設備工事
4	換気設備工事
5	電気設備工事
6	ガス設備工事
7	オール電化住宅工事 (エコキュート工事を除く)
8	外壁の張り替えや塗装工事
9	部屋の間仕切りの変更工事
10	床材・内壁材・天井材の張り替えや塗装等の内装工事
11	床・壁・窓・天井の断熱改修工事
12	ふすま・障子の張り替えや新設工事
13	造り付け収納家具工事
14	バルコニー・サンルームの改修・新設
15	バリアフリー改修工事
16	耐震補強
17	屋根の工事

対象とならない工事

No.	工事内容
1	防犯ライト・カメラの設置工事
2	電話・インターネット・テレビアンテナの設置・配線工事
3	エアコン・照明器具電化製品・ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置
4	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布等
5	ハウスクリーニング、配水管清掃等
6	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
7	住宅の解体工事
8	合併浄化槽の設置
9	下水道接続工事
10	門扉・塀・造園などの外構工事
11	物置・カーポート等の附属建築物
12	エコキュート
13	太陽光発電
14	ベレットストーブ

※住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置、本市の他の助成制度を利用している場合は対象になりません。
※工事内容は一例です。詳しくは商工観光課までお問い合わせください。

助成金申請に必要な書類

- 住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ①市税等納付状況確認に関する承諾書(様式第2号)
- ②工事見積書の写し(助成対象リフォームとその他の工事を分けたもので施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるもの)
- ③住民票謄本(家族全員が記載されているもの)
- ④固定資産評価証明書(建築物に係る部分)
- ⑤現況写真(日付入)及び案内図
- ⑥建築確認済証の写し(建築確認申請が必要な工事の場合に限る)
- ⑦その他市長が必要と認める書類

工事完了後に必要な書類

- 住宅リフォーム助成事業補助金実績報告書(様式第6号)

- ①工事の請求書の写し
 - ②工事の領収書の写し
 - ③写真(着工前、中間、完成。日付入)
 - ④その他市長が必要と認める書類
- ※申請書は、商工観光課窓口及び市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

住宅リフォーム助成に関する申込み・問い合わせ

商工観光課(スピカ4階)

☎ 54-7011

よくある質問Q&A

- Q: 市内にある住宅の所有者が父で、父は市民ではないのですが申請できますか?
A: 申請できません。申請できるのは、住宅の所有者で、かつ住民登録した居住者です。
- Q: 住宅所有者が死亡し、相続がまだできていません。助成が受けられますか?
A: 住宅所有者が死亡している場合、その相続を予定している住宅所有者の家族で、現在その住宅にお住まいの人が助成対象者です。関係を証明する戸籍抄本の添付が必要です。
- Q: 別棟の倉庫を住宅にリフォームする場合は対象になりますか?
A: 対象になりません。
- Q: 2月末までに工事が完了しない場合はどうすればよいですか?
A: 2月末までに工事が完了し、実績報告ができることが助成金交付の原則です。完了しない可能性がある場合は、早めに商工観光課までご連絡ください。
- Q: 工事が終わっている、もしくは工事の場合助成対象となりますか?
A: 対象になりません。申請後、市が助成金の交付決定をしたリフォームのみが対象となります。対象者には「住宅リフォーム助成事業補助金交付決定通知書」を郵送しますので、その後に着工してください。

ごみ処理に困ったら 一般廃棄物 / 産業廃棄物

見積無料 1つでもOK

粗大ごみ 遺品整理 訳ありごみ

電気製品・集積所へ出せないごみ・建て替え・リフォーム時・引っ越し・etc...

片付け・荷まとめ・運び出し・清掃・処分すべてお任せください

(有)つくば環境サービス

環境事業部 筑西市直井1060

一般廃棄物処理業許可筑西市第23号、産業廃棄物処理業許可茨城県第45834号

一親切・丁寧・安心価格

お気軽にお問い合わせください ☎ 0296-22-2626

介護について、何でもご相談ください!

NEW セキショウ居宅介護支援事業所

ケアマネジャーがあなたのご相談にお応えします

ご相談無料 ☎ 0296-45-8033

受付:月~金 8:30~17:30 / 休日:土・日・祝

株式会社セキショウライフサポート 茨城県筑西市一本松1755-2

SEKISHO セキショウグループ Sekisho Life Support

新中核病院建設にむけて

これまでお伝えしてきました筑西・桜川地区新中核病院建設推進協議会は、新たに民間病院を加え再編統合をするため、「筑西・桜川地域公立病院等再編整備推進協議会」と名称を改め、第1回の協議を3月27日に行うこととなりました。

協議会委員は、次の機関から1人ずつの18人で構成されます。

- ◎公立病院関連医科系5大学
筑波大学・日本医科大学
自治医科大学・東京医科大学
千葉大学
- ◎茨城県
医療行政担当・筑西保健所
- ◎学識者
県医療改革担当・城西大学
- ◎眞壁医師会
- ◎再編統合病院
筑西市市民病院・県西総合病院
山王病院
- ◎地域基幹病院
- ◎議会
筑西市議会・桜川市議会
- ◎公立病院管理自治体
筑西市・桜川市

協議会では、再編統合による新中核病院及び桜川市立病院の病院像・診療機能・経営形態・建設場所等、両市の合意内容をより具体的に審議し、基本構想を策定します。

その後、新たに整備される病院の基本計画と基本構想の相互調整及び審議を行います。

本格始動に伴い、関係機関の職員により、協和保健センターに事務局を立ち上げます。

いよいよ市民のみなさまの「命」と「健康」を守る新病院の整備が始まります。

今後の流れ

- 基本構想策定
- 協議会3～4回開催
- パブリックコメントの実施
(基本構想の概要を、市民のみなさまにお知らせし、多様なご意見等をいただきます)
- 基本計画策定
- 基本設計
- 実施設計
- 新病院建設工事となります。

問

中核病院建設推進課
内線494

若い人や子育て世代を対象に住宅取得を応援します

◇若者・子育て世代住宅取得応援事業◇

若者や子育て世代の定住の促進を図り、人口の減少を抑制するとともに、活力あるまちづくりを推進するため、平成27年度から、若者・子育て世帯の住宅取得を支援する奨励金交付制度を実施します。

新築住宅を取得し筑西市へ転入し定住する人はもとより、これまで筑西市在住の人が新築住宅を取得し引き続き定住する場合（建て替えの場合も含む）も、交付の対象となります。



【奨励金額】 1世帯 50万円

【実施期間】 平成27年4月1日～平成30年3月31日

【申請期限】 対象新築住宅の所有権保存（又は移転）登記後6か月以内

【新築住宅とは】

・新築した住宅（建て替えを含む）又は建売住宅等で、建築後使用されたことがないもののうち、建物が完成した日から1年以内の住宅

【対象となる新築住宅とは】

・居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上の住宅
・4月1日から平成30年3月31日までに建物の所有権保存（又は移転）登記をした住宅
・建築基準関係規定に適合している住宅

【交付申請の対象となる人とは】

・対象新築住宅に定住し、引き続き5年以上定住する意思があること
・対象新築住宅の2分の1以上の所有権を確認できること
・申請日に40歳以下で、申請者の世帯に、申請日において出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの申請者の子がいるか、または、申請者に40歳以下の配偶者がいること

※上記以外にも細かい条件などがありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【申請・問い合わせ先】 企画課 内線480